

議案第53号

かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年3月19日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例

かすみがうら市介護保険条例（平成18年かすみがうら市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「令和6年度」を「令和7年度」に改め、同項第1号中「30,500円」を「31,600円」に改め、同項第2号中「46,000円」を「47,600円」に改め、同項第3号中「46,300円」を「48,000円」に改め、同項第4号中「60,400円」を「62,600円」に改め、同項第5号中「67,200円」を「69,600円」に改め、同項第6号中「80,600円」を「83,500円」に改め、同項第7号中「87,300円」を「90,400円」に改め、同項第8号中「100,800円」を「104,400円」に改め、同項第9号中「114,200円」を「118,300円」に改め、同項第10号中「127,600円」を「132,200円」に改め、同項第11号中「141,100円」を「146,100円」に改め、同項第12号中「154,500円」を「160,000円」に

改め、同項第13号中「161, 200円」を「167, 000円」に改め、同条第2項中「令和6年度」を「令和7年度」に、「19, 150円」を「19, 830円」に改め、同条第3項中「令和6年度」を「令和7年度」に、「19, 150円」を「19, 830円」に、「32, 590円」を「33, 750円」に改め、同条第4項中「令和6年度」を「令和7年度」に、「19, 150円」を「19, 830円」に、「46, 030円」を「47, 670円」に改める。

第12条第1項に次の1号を加える。

(5) 第1号被保険者が法第63条の規定の適用を受けていること。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のかすみがうら市介護保険条例第4条の規定は、令和7年度以降の年度分の保険料について適用し、令和6年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(参考資料)

付議事件（条例）条文新旧対照表

かすみがうら市介護保険条例 新旧対照表

改正前	改正後
(保険料率) 第4条 令和6年度 から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第38条第1項第1号に掲げる者 30,500円 (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 46,000円 (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 46,300円 (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 60,400円 (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 67,200円 (6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 80,600円 (7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 87,300円 (8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 100,800円 (9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 114,200円 (10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 127,600円 (11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 141,100円 (12) 令第38条第1項第12号に掲げる者	(保険料率) 第4条 令和7年度 から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第38条第1項第1号に掲げる者 31,600円 (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 47,600円 (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 48,000円 (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 62,600円 (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 69,600円 (6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 83,500円 (7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 90,400円 (8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 104,400円 (9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 118,300円 (10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 132,200円 (11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 146,100円 (12) 令第38条第1項第12号に掲げる者

<u>154,500円</u> (13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 <u>161,200円</u> 2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る第1項第1号に該当する者の<u>令和6年度</u>から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>19,150円</u>とする。 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度</u>から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>19,150円</u>」とあるのは、「<u>32,590円</u>」と読み替えるものとする。 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度</u>から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>19,150円</u>」とあるのは、「<u>46,030円</u>」と読み替えるものとする。	<u>160,000円</u> (13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 <u>167,000円</u> 2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る第1項第1号に該当する者の<u>令和7年度</u>から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>19,830円</u>とする。 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和7年度</u>から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>19,830円</u>」とあるのは、「<u>33,750円</u>」と読み替えるものとする。 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和7年度</u>から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>19,830円</u>」とあるのは、「<u>47,670円</u>」と読み替えるものとする。
(保険料の徴収猶予) 第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認められる場合においては、納付義務者の申請により、その納付することができないと認められる金額を限度として、6月以内の期間を限って徴収猶予することができる。 (1)～(4) (略) 2 (略)	(保険料の徴収猶予) 第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認められる場合においては、納付義務者の申請により、その納付することができないと認められる金額を限度として、6月以内の期間を限って徴収猶予することができる。 (1)～(4) (略) <u>(5) 第1号被保険者が法第63条の規定の適用を受けていること。</u> 2 (略)
	<u>附 則</u> <u>(施行期日)</u>

	1 <u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u> 2 <u>この条例による改正後のかすみがうら市介護保険条例第4条の規定は、令和7年度以降の年度分の保険料について適用し、令和6年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。</u>
--	--